

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月28日(火)14時00分~14時40分

2. 開催場所 向島公民館 2階 大研修室

3. 出席委員 18人 (委員総数19人)

会長	18番 金藤 祐治	12番 村上 智彦		
副会長	5番 山田 清	2番 上峠 数博		
委員	1番 松浦 徳和	6番 村上 正	7番 中司 善章	
	4番 植原 宗哉	9番 宗 訓親	10番 高橋 泰登	
	8番 櫻本 訓由	13番 吉原 正紀	14番 松森 智	
	11番 佐々木 崇	16番 江田 敏道	17番 米田 健一	
	15番 中司 瞳枝			
	19番 渡邊 直行			

欠席委員 1人

3番 中司 邦弘

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人 (推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 熱

5. 議事日程

第1 議案 (審議事項)

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第47号 非農地証明申請について

第2 議案 (報告事項)

報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第44号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸  
事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 豊田 詞也

## 8. 会議の概要

会長	あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事に入らさせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は2番・上堺 数博委員、4番・植原 宗哉委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
事務局	<p>それでは、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第44号、申請番号151番から165番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号151番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は防地町の1筆、現況地目は畑、面積は340m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では栗を栽培する申請となっております。 この申請については、10月3日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号152番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は百島町の1筆、現況地目は畑、面積は307m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では八朔を栽培する申請となっております。 この申請については、10月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号153番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町下山田の1筆、現況地目は畑、面積は119m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では季節の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、10月6日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号154番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町綾目の1筆、現況地目は田、面積は1,379m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は田から畑へ整備し、自家消費用の果樹を栽培する申請となっております。 この申請については、10月6日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号155番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町三郎丸の1筆、現況地目は田、面積は787m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は高齢につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。</p> <p>申請番号156番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町神の1筆、現況地目は畑、面積は13m<sup>2</sup>です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためで、当該農地には、農業用倉庫の一部がかかっている状態となっております。 申請番号155番と156番の申請については、10月6日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号 157 番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で677m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は兼業による経営縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。  
なお、当該農地ではブドウやニンニクを栽培し、ええじゃん尾道へ出荷する申請となっております。  
この申請については、10月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 158 番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は向島町岩子島の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,248m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地ではワケギやトマトを栽培する申請となっております。  
この申請については、10月3日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 159 番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島土生町の6筆、現況地目は畑、面積は合計で1,620m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号 160 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は298m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号 161 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は202m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は病弱による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号 162 番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島椋浦町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で505m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の柑橘を栽培する申請となっております。  
申請番号 159 番から 162 番の申請については、10月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 163 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島中庄村の1筆、現況地目は畑、面積は1,994m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、10月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 164 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町福田の3筆、現況地目は畑、面積は合計で4,408m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、10月8日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 165 番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は1,017m<sup>2</sup>です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、10月8日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号151番から165番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号151番から165番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第45号、申請番号20番から21番までを議案書をもとに説明)

申請番号20番、所在は向島町の1筆、地目は畠、農振農用地区域外、632m<sup>2</sup>のうち166.51m<sup>2</sup>の一部転用事案計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は進入路で、住宅への進入路、幅員約3m、長さ約50mが設置されています。

申請人は以前より自身の土地を利用し、進入路として使用しているというもので、併用地に住宅を建設する関係で都市計画法による建築許可見込みです。

なお、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、10月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号21番は、説明の前に修正が一点あります。

21番の面積の欄を660m<sup>2</sup>のうち、14.28m<sup>2</sup>と記載しておりますが、17.11m<sup>2</sup>になります。

修正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

所在は、御調町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、660m<sup>2</sup>のうち17.11m<sup>2</sup>の一部転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は墓地用地で、墓地一基が計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、墓地として使用したいというもので、墓地埋葬法による墓地経営許可見込みです。

なお、現地調査の際、既に着工をしていたため、申請人及び施工業者に対して指導を行い、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、10月6日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(意見なし)

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号20番及び21番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になり次第許可決定することといたします。

議長

次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第46号、申請番号124番から129番までを議案書をもとに説明)

申請番号124・125番は関連案件のため、一括して説明いたします。

申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は栗原町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計21.85m<sup>2</sup>の転用事案計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は第2種農地に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭敷が計画されています。

譲受人は以前より申請地を譲り受け、庭として利用していたというもので、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、10月3日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号126番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は浦崎町の5筆、地目は畠、農振農用地区域外、合計192.91m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積154.02m<sup>2</sup>、庭、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く、主に不動産業を営む法人であり、この度申請地を購入し、職員の住宅として利用したいというものです。

この申請については、10月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号127番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は御調町公文の1筆、地目は田、農振農用地区域外、841m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル160枚、発電量49.5kWが計画されています。

譲受人は岡山県に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

この申請については、10月6日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 128 番、申請内容は売買による所有権移転です。  
所在は因島椋浦町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、 $112 \text{ m}^2$  の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。  
転用目的は駐車場用地 2 区画となっております。  
譲受人は申請地近隣に居宅を購入され、駐車スペースが必要な事から、既に駐車場用地となっていた申請地を購入するものです。  
なお、申請に際しては顛末書が添付されています。  
この申請については、10月7日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 129 番、申請内容は売買による所有権移転です。  
所在は因島中庄町の 1 筆、地目は田、農振地域外、 $146 \text{ m}^2$  の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域用途地域内にあり、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。  
転用目的は駐車場 3 区画及び庭園となっております。  
譲受人は福山市に本店を置く不動産売買を営む法人で、隣接する家屋と既に駐車場用地となっていた申請地を購入するものです。  
なお、申請に際しては、顛末書が添付されています。  
この申請については、10月7日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に對し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明・意見等のある方は举手をしてください。  
(補足説明、質問、意見なし)  
ないようですので、農業委員による採決に入ります。  
申請番号 124 番から 129 番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の举手をお願いします。  
(举手多数)  
举手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、議案第 47 号「非農地証明申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。  
事務局 それでは、議案第 47 号 非農地証明申請について、ご説明いたします。  
(議案第 47 号、申請番号 52 番及び 62 番を議案書をもとに説明)  
申請番号 52 番、手崎町の全 7 筆、現況地目は山林、面積は合わせて  $1,762 \text{ m}^2$  です。  
利用状況は、平成 22 年以前から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
前者 3 筆は農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
残り 4 筆は農振地域外、第 3 種農地、市街化区域です。

申請番号 53 番、手崎町の 1 筆、現況地目は原野、面積は 698 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 20 年頃から耕作を放棄し、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
これらの申請の農地については、10月 9 日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号 52 番は山林、申請番号 53 番は原野に判定されました。

申請番号 54 番、木ノ庄町畠の全 2 筆、現況地目は原野、面積は合わせて 35.61 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成初期頃から耕作を放棄し、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。  
この申請の農地については、10月 9 日、上峠委員と迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号 55 番、木ノ庄町木梨の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 49 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 54 年に隣接地に建物が建築された頃から宅地として利用され、現在に至っている状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。  
この申請の農地については、10月 6 日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号 56 番、西藤町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 264 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 16 年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
この申請の農地については、10月 9 日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 57 番、百島町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 25 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 4 年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。

申請番号 58 番、浦崎町の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 56 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 17 年に建物が建築された頃から宅地として利用され、現在に至っている状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。

申請番号 59 番、浦崎町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 314 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 44 年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、都市計画区域外です。  
これら申請の農地については、10月 3 日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号 57 番は山林、申請番号 58 番は宅地、申請番号 59 番は山林に判定されました。

申請番号 60 番、向東町の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 87 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 54 年に隣接地に建物が建築された頃より宅地として利用され、現在に至っている状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
この申請の農地については、10月 6 日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号 6 1 番、御調町綾目の全 3 筆、現況地目は山林及び宅地、面積は合わせて 4 0 5 m<sup>2</sup> です。

利用状況は、1、3 番目の農地は平成 17 年に相続をした頃から耕作を放棄し、現在は山林化しております。

2 番目の農地は昭和 20 年頃から倉庫が建築され、宅地化している状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域用途地域外です。

この申請の農地については、10 月 6 日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び宅地に判定されました。

申請番号 6 2 番、御調町下山田の 1 筆、現況地目は道路、面積は 4 2 m<sup>2</sup> です。

利用状況は、昭和 47 年頃に道路拡幅工事が行われ、道路敷となっている状況です。

農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域用途地域外です。

この申請の農地については、10 月 6 日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、道路に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号 5 2 番から 6 2 番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長 次に、報告事項に入ります。

報告第 4 2 号から第 4 4 号までを一括して審査を行います。

質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長 次に、その他に入ります。

まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。

(活動状況報告：省略)

議長 次に、事務局より、その他についての説明を求めます。

(事務局 説明)

議長 ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質疑応答)

議長 それではこれをもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長 長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦労様でした。